

もよう小袖発生に関する一考察 (I)

公家装束から武家装束へ

佐藤 泰子*

The Origin of the Textile Designs on *KOSODE-KIMONO* (I)

From *KUGE*-costume to *BUKE*-costume

Yasuko Sato

はじめに

本研究は、上流社会の肌着としての白小袖が表着に至る過程において、下級服飾の上級服飾に及ぼした影響について考察しようとするものである。

小袖とは、装束の大袖に対する語で、袖の大小とは、袖付に対する袖口の大小とも言われ、また袂に丸みのあるもの、すなわち丸袖のものを小袖とも言っている。着用法からいえば、公家や武家の装束の下着であり、庶民の平常着であったとされている。平安・鎌倉・室町・安土桃山と時代の推移にしたがって、政権の交代とそれに伴う生活様式の変移から、公家や武家の服飾は、前代の盛装がいつしか略装にというような形式でしだいに簡略化の途をたどり、他方産業・流通・経済の発達や都市の繁榮による生活上の余裕から、しだいに裕富になっていった庶民の服飾は、扇面法華経冊子下絵(図1-5参照)などに見られ、また“下臈の著る手なしといふ布着物を着て”と「古今著聞集 卷20魚虫禽獸」¹⁾にも記されている手なしや筒袖という簡略な形態のものから、袂を持った小袖に至る。庶民の衣は、もとより一枚着であり、したがって

表着としての小袖は、白小袖から色小袖、もよう小袖へと上級化の傾向を示し、やがて戦国時代の終結期を迎えて、織豊政権時代の泰平の世に身分階級を問わず、上下ともども、生きる喜びを謳歌するとき、高尾観楓図(図1-6参照)などにあらわされた小袖・帯の形式の確立をみるというのが、服装史上、もよう小袖成立への通念のようである。しかしここでは、簡略化ということばの中に、下服の上服への感化を推察して、公家および武家服飾に関する見解をさらに詳細に考察して、もよう小袖研究の緒とするものである。

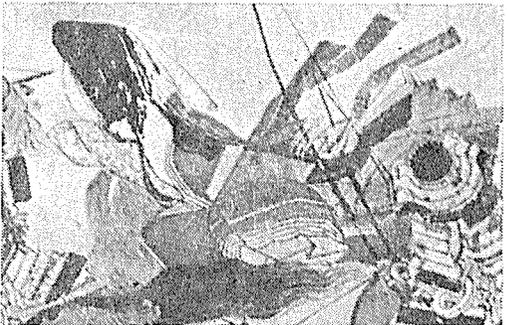
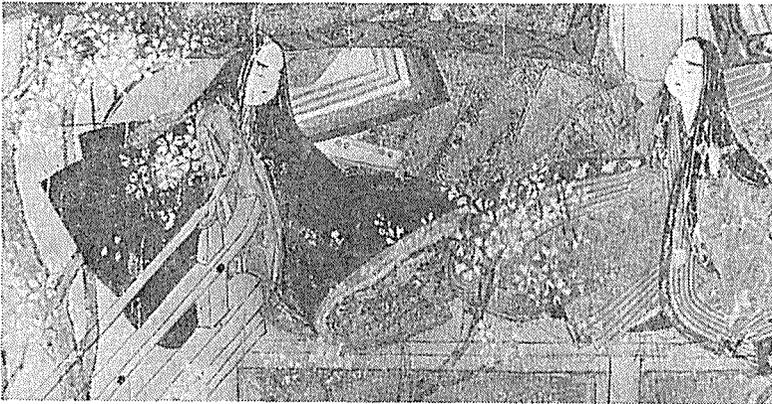
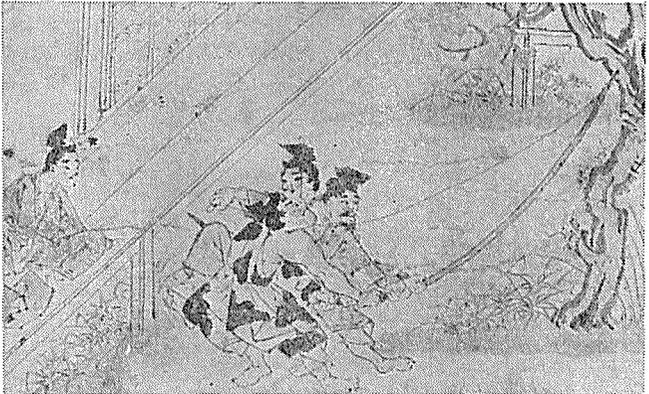
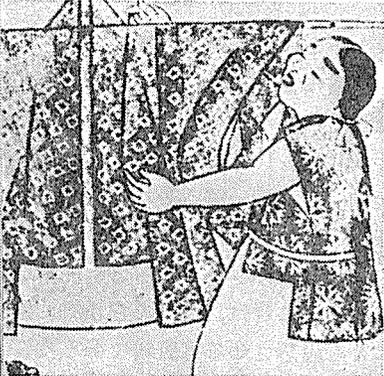
I. 袴の上の大袖と下の大袖

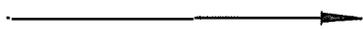
1. 装束の下着としての白小袖の登場

装束の肌着に白小袖が用いられるようになるのは、鎌倉時代ごろからと思われる。「権記」²⁾寛弘8年(1011)10月16日の条に“装束、先着中略着無袖、大口袷一襲、表袴下略”とあるなかで、無袖とは、貫頭衣から発達した“はおる”形式の手なしとも称されるもっとも簡単な衣の肌着と思われ、これは、やがて白小袖に定着していくことを起想させる好資料であろう。さらに、下着という明示はないにしても「長秋記」³⁾長承3年(1134)10月5日の条に“馬場始也、

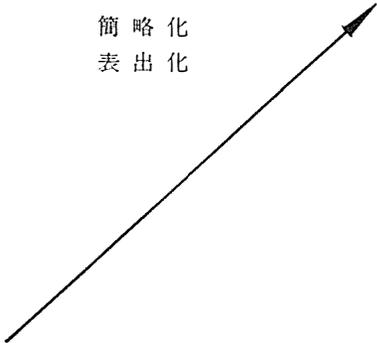
*本学講師 日本服装史

図1. もよう小袖成立への系譜

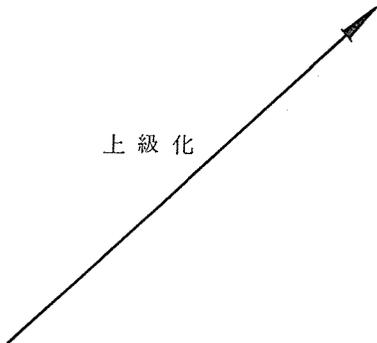
	10c	12c
公家	 <p>1. 素裸に袴着用(北野天神縁起絵巻)</p>	 <p>2. 下着に小袖着用(平治物語絵巻)</p>
	 <p>3. 公家生活のようす(源氏物語絵巻 竹河)</p>	
武家		 <p>4. 武家生活のようす(男衾三郎絵詞)</p>
庶民	 <p>5. 庶民の衣・手なし(扇面法華経下絵)</p>	



簡略化
表出化



上級化



6-1. 武家の小袖(高尾観楓図)



6-2. 庶民の小袖(高尾観楓図)

中略給袈袢拜小袖矣”と、また「兵範記」⁴¹ 仁平2年(1152)12月10日の条にも“御仏事五日、中略各賜小袖一領”と、小袖を賜わったことが記され、平治物語絵巻の三条院焼打ちの条に描かれた女性の装束にはこの白小袖らしきもの、あるいは鈴木敬三氏も「服装と故実」⁵¹に“はだけた衣の下より小袖袴を覗かせ、更に下着のままの姿も見せて居り、それらの小袖は白地に銀を以て菊花文様を散らして”と示すように菊花文のもよう小袖までが見出され(図1-2参照)、さらに「古今著聞集 巻15宿執」⁶¹の承安3年(1173)8月7日の条“小袖のうへの志たがさね、うへのきぬ計をきて下略”の文章はこの形式を示すものと思われる。

しかしながら、それ以前「西宮記巻1朝拜」⁷¹の承平7年(937)7月5日の条に“即位時 中略小袖下略”および「同書 巻17天皇礼服」⁸¹の項に“赤大袖縫日月山形、虎猿等形、同色小袖 下略”と記され、「延喜式 巻45 左右近衛」⁹¹に“凡正月7日、中略紫小袖、錦小袖”および「同書 巻48 左右馬」¹⁰¹に“凡行幸御馬、中略 錦小袖、錦紫両色小袖”などとあらわされた小袖は、文武天皇の大室元年(701)唐制を模して制定された五位以上の者の大礼服の具で、筒袖・盤領の類とみなされている。

2. 袴の上の大袖と袴の下の大袖

したがって、公家装束の古式は、北野天神縁起絵巻の第8巻、日藏上人六道めぐりを描いた地獄絵中、鬼に引かれる垂髪の死者にも見られるように(図1-1参照)白小袖の肌着を用いず素裸に袴をつけて大袖の上衣を重ねていく“袴の上の大袖”の着装法であった。ところが、武家装束では、その活動性のために大袖の上に袴をつける(大袖の裾を袴に着込める)“袴の下の大袖”の形式をとった。日野西資孝氏は「図説日本服装史」¹¹¹の中で、これを全身衣的形式と上下形式と表現している。(活動性という点では、さらに盤領が小袖風の垂領に代ったことも指摘される。)このような着法の公家式から武家式の推移は、すでに小袖が表着になるための

ひとつの契機であったと解される。ゆえに、16世紀以降、小袖がわが国の正式の服装形態になり得た根源を考えると、12世紀ごろのわが国の社会構造の変革にまでさかのぼってみるものの必要性を感じるわけである。

II. 狩衣・水干・直垂

一般に、公家系の男子服飾としては、束帯そくたい・布袴ほうこ・衣冠いかん・直衣のうし・狩衣かりぎぬと狩衣系統の布衣はい・退紅たいこう(荒染あらぞめ)・白張はくちょう(如木じょはく)・褐衣かちえなどを、また武士系の男子服飾としては、水干すいかん・直垂ひたたれと直垂系統の大紋だいもん・素襖すおうそして肩衣袴かたぎぬはかま・袴かみしもなどを指すわけであるが、ここでは狩衣以下の公家系服飾と直垂以上の武家系服飾に着目したい。なぜならば、いうまでもなく、それらの服飾は公家服飾から武家服飾への過渡的要素を含んでいると思われるからである。

1. 武家の登場

人口増加に伴う口分田の不足を補うために定められた三世一身法(723)や墾田永代私有令(743)によって、律令制の根底をなした班田収授法はその秩序を乱し、私有地を拡大した荘園の荘官は豪族となり、また、地方官の国司とその子孫は解由状の受け渡し滞りにより土着の豪族となって、出挙の苦難から逃避した貧窮農民の浮浪の徒を集め、兵士として蓄え、武力を養い、その勢力をしだいに強化して武士団を形成した。さらにある者は地方の治安警察のための検非違使や押領使となり、また、中央の身分ある者の護衛者となって、自ら公的権威を帯びることを望んだ。宇多天皇のとき(894—898)宮中警護のために置かれた滝口や、院政時代の嘉保2年(1095)白河法皇が院のために置いた北面の武士がそれである。

一方、このころの公家社会の頹廢的傾向は律令体制の崩壊を一層早め、権威的主導者としての武家の力の増強を助長する結果となった。

2. 武家社会の意識構造

武家社会を支え貫ぬく精神に武士道という語がある。このことばは後世のもので、当時あっては「源平盛衰記 卷20」¹²⁹東鑑 6月24日の条には勇士の法、「吾妻鏡11」¹³⁰建久2年(1191)5月2日の条には勇士の道、「太平記 卷10」¹⁴¹新田義貞謀叛事付天狗催越後勢事の項には弓矢の道、「吾妻鏡25」¹⁴⁰承久3年(1221)7月2日の条には弓馬道など見出される。勇・弓矢・馬ということばであらわされた武士道とは何であろうか。それは「太平記 卷10」¹⁴⁰が前掲同項に“死ヲ軽ジテ名ヲ重ズルヲ以テ義トセリ”と記す精神の基に置かれた主従関係にあった。すなわち、①主人を重んじ、名を重んじる、②古くは万葉集にさえ“とりがなく 東男は出で向い 顧みせずて 勇みたる 猛き軍卒 下略”と詠まれ、当代の戦記物にしばしば描写された、進むを知って退くを知らず、敵に背を向けずの精神のごとく、死を持って勇を尊び、③日常生活では、武術に励み、質素儉約を旨とする、というものであった。

したがって、その服飾は、世の実権を握った者の服飾といえども、全く異った社会背景の中で、王朝を華やかに飾った公家の服飾がそのまま存続するはずはなく、公家社会の伝統に支えられた文化の典雅さは、その服飾によるところも大きかったが(図1-3 源氏物語絵巻、竹河、参照)、それにひきかえ、新興の地方文化は荒削りの粗野なもので、あくまでも武威に重きを置いていた(図1-4 男衾三郎絵詞)。

武士の剛強さと公家の脆弱さの対照を「愚管抄 卷6」¹⁷は、文治6年(1184)3月4日、頼朝一行が東大寺供養のために上洛した雨の日の光景として、“大雨ニテ有ルルニ、武士等ハレ(我)ハ、雨ニヌルルトダニ思ハヌケシキニテ、ヒシトゾ居カタマリケルコソ、中々物ミシレラン人ノ為ニハ、ヲドロカシキ程ノ事ナリケレ”と記している。

武家生活の質素儉約振りも、往々語り伝えられているものであるが、なかに衣服に関する例として「吾妻鏡3」¹⁸¹元暦元年(1184)11月21

日の条に“今朝武衛○源頼朝有ニ御要ニ、召ニ筑後権守俊兼ニ、俊兼参ニ進御前ニ、而本自為レ事ニ花美者也、只今殊刷ニ行粧ニ著小袴十余領、其袖妻重色々、武衛覽レ之召ニ俊兼之刀ニ即進レ之、自取ニ彼刀ニ令レ切ニ俊兼之小袖妻ニ給、後彼レ仰曰、汝富ニ才翰ニ也、蓋レ存ニ儉約哉ニ”と頼朝が藤原俊兼の10余領の重ね小袖の華美な姿態を戒め、自らの刀でその襟を切り落して儉約を説いて聞かせたことを記している。

しかしながら、中世の武家社会は、近世のそのように確立体制によって統制されたものではなく、公家が武家社会の影響を受けて諸々変貌を遂げたのと同様に、武家の側でも、しばらくの間は公家社会の影響を受けつつ、やがて武家中心の社会を確立させるに至ったのである。

3. 公家社会と武家社会の混融

武家社会の抬頭にますます動揺した公家社会は、その威力をほとんど失って衰退の途をたどる一方であった。当時の公家にとっては重要な公務であった儀式でさえも、開始時間の遅延(「玉葉53」¹⁴⁹文治4年(1188)正月7日の条に“此日白馬節会也、中略万事只有催促之煩、更無合期之事”、また「明月記」²³⁹建暦2年(1212)11月12日の条に“近代事万事只遅怠、次第遅々甚々無心也”と記す)、参列者の極減(「花園院宸記」²¹¹正和6年(1317)3月16日の条“石清水臨時祭中略公卿四人也”とある)中途退出(前掲同書²²⁹同正月16日の条に“参列以後直退出”とある)と、頹廢の気によどんでいた。京の都には、夜盗・盗犯が相次ぎ(「明月記」²³¹嘉祿2年(1226)6月23日の条)、都に上った検非違使さえ、むしろ頹廢的傾向に混入して、その任を果し得なくなっていた(「吾妻鏡7」²⁴¹文治3年(1187)10月3日の条)。

このようなとき、有力な武士は、宮廷に勤務することを志願し、饗応の品々を持参して上洛することも多かった(「勘仲記」²⁵¹永仁2年(1294)3月5日の条)。ということは、そのような品物を受け取って、重任を武士に明け渡

す公家も多かったということを示すものである。

こうして、公家が武家化し、武家が公家化する社会で、服飾界に新鮮さはみられず、在来のものの略化ばかりで、武人のものであった直垂さえも公家階級の中心的服飾になる世相であった。したがって、やがて、当時私服であった小袖が、片衣（肩衣）や打掛をともなって盛装となるころ、そこには規制上の下剋上があったと見なすことができるのではないだろうか。

4. 服装の変遷

公家社会において、束帯が最上の盛装、直衣が私的平服であったのに対し、狩衣は字のごとく遊獵用で、古くは「日本紀略 前編 14 淳和」²⁶⁾の天長 6 年（829）10 月丙辰の条に

獵ニ水羅鳥ニ、御ニ紫野院ニ、山城国獻物
日暮雅楽寮奏ニ音声ニ、侍臣拜狩衣

とあり、また「伊勢物語 1」²⁷⁾には

むかし男うひかうぶりして、ならの京かすがの里に志るよししてかりにいにけり 中略
其男志のぶずりのかりぎぬをなむきたりける

また、「同書 114」²⁸⁾ 文意より仁和 2 年（886）のことを記して

昔仁和のみかどせり川に行幸し給ひける時
中略すりかりきぬのたもとに書付ける

と見出する。さらに「嵯峨野物語」²⁹⁾には、承保のころ（1074～76）の野行幸のことを

近衛司の鷹飼四人、色々の狩襖ぬひものしたるを著して、錦の袴を着、弓箭をひて鷹をすゆ

と、あでやかな出立の狩獵光景を記している。

狩衣の一種、同形で縫腋の褐衣は、野行幸の隨身の衣に用いられ「扶桑略記 23 醍醐」³⁰⁾の延喜 5 年（905）正月 3 日行幸仁和寺について

近衛中将已下、皆着ニ褐獵衣当色腰接ニ

とあり、また、「同書同」³¹⁾の延喜 7 年（907）正月 3 日にも

仁和寺行幸時、先々諸衛中少将佐等著ニ褐衣ニと記され、「同書 24 醍醐」³²⁾延長 6 年

（928）12 月 5 日、大原野行幸には

諸衛官人著ニ褐衣腹卷行騰ニ

と記されている。背や袖に熊や獅子や花鳥の円文のいわゆる蛮絵をつけたものも多い。「西宮記 卷17 野行幸」³³⁾延喜 18 年（918）10 月 19 日の北野の野行幸には、青趨塵雲雁尽褐衣とある。

布衣は、本来布製の狩衣、のちに無文平絹の狩衣を指すようになり、比較的上位の供奉の者に用いられた。「古事談 1 王道后宮」³⁴⁾寛和元年（985）2 月 13 日の条に紫野の御幸供奉に

中納言文範、布衣、顕光、重光、保光、右近中将義懐 散三位、布衣、参議忠清 左近衛智、布衣、公季布衣、右近中将道隆 散三位、布衣、公卿悉騎馬、

と、また、「百鍊抄 5 白河」³⁵⁾永保元年（1081）10 月 14 日の条に八幡行幸には

義家朝臣著ニ布衣ニ

と記され、その後の見出も多い。

ところが、「同書 7 後白河」³⁶⁾の保元 3 年（1158）3 月 3 日の条には

近日、蔵人五位等連署、訴ニ申有文狩衣停止由ニ 仍被レ許レ之

と、狩衣が上服化されていく様が伺われ、「吾妻鏡 15」³⁷⁾建久 6 年（1195）6 月 24 日には

將軍家 ○源頼朝 御参内、若君織物狩衣

と、また「玉葉 66」³⁸⁾の建久 7 年（1196）3 月 2 日には

後騎左近中将親能朝臣、浮線綾、桜萌黄狩襖、唐紅衣

とあり、「明月記」³⁹⁾建仁 2 年（1202）6 月 13 日には、御幸の供奉に、

人々皆著ニ狩衣ニ、毎度如ニ是

さらに「同書」⁴⁰⁾翌年（1203）8 月 24 日には、平等院の仏事に布衣着用のことが記されるなど、狩衣・布衣の用途は広汎におよび、それとともに服飾上の地位の向上を示すものである。しのぶ摺りなどの染めの狩衣は上級化するにしたがって、浮線綾等の織りもよりのものになった点、また狩衣と布衣には、王朝以来、重色目の構成美が受け継がれていた点に留意して置かなければならない。「枕草子 282 かりぎぬは」⁴¹⁾の項に

は、作者清少納言の好みの重色目が記されている。

かうぞめのうすき、白き、ふくさのあか色、
松の葉色したる、青葉、さくら、やなぎ、
また、あをき、ふぢ下略

このころ、従者の衣である召具装束に、褐衣と並んで、うす紅色の麻地の袍に黒の袴の退紅または荒染、車副や松明を持つ任の白丁の着る白い布の衣である白張または如木と、盤領でありながらその領をはずし、衣の裾を袴の中に着込めるなど、着法を活動的にした水干が目立ってくる。「小右記」⁴²⁾長和4年(1015)6月14日の条には

真弘装束下袴下著。水早袴。

また、「日本紀略 後編 13後一条」⁴³⁾長和5年(1016)5月1日の御統経始に

公卿以下著。布衣挿水干装束。

とあるのが古いもので、「古事談2臣節」⁴⁴⁾の康和2年(1100)ごろのことに、結水干と記され、康和3年(1101)作成とされている「枕草子 119 あはれなるもの」⁴⁵⁾に

紅のきぬ、すりもどろかしたるすいかんば
かまにて、うちつづきまうでたりける 下略
また、「続世継6 旅寝の床」⁴⁶⁾に

白河院の殿上人に、むさのさうぞくせさせ
て御覧じけるに、志げめゆいのすいかんき
て、やなぐひをひ給へけるこそ、志なすぐ
れておはしける 下略

さらに、「台記」⁴⁷⁾久安2年(1145)9月18日
有。六番競馬。水干、冠、

そして「本朝世紀」⁴⁸⁾久安3年(1146)7月18日
今日為義著。縹色水干。

と続き、「台記別記」⁴⁹⁾同年3月28日には

入道殿御賀。藤原忠実七十賀 雑事 中略 退紅
と見え、「同書」⁵⁰⁾仁平3年(1153)11月26日、

今日詣。春日。中略 著。水干

と、「山槐記」⁵¹⁾永暦2年(1161)4月25日、
遠所行幸之時相具下部事に

下部著。水干小袴。此時也、件装束水干者、
紺藍摺無。式法。

同書⁵²⁾7月13日の条には

招。滝口於右近馬場。競馬云々、滝口料設
。水干袴。朽葉鹿子結水干、紫袴摺 中略
水干又任。意裁。入錦繡。云々

と、摺、鹿子結、錦繡と染織技法上華やかにな
ったことが記され、「古今著聞集 卷2 釈教」⁵³⁾
には、承安2年(1172)7月16日のこと

白張に立烏帽子きたる男のわら沓はきたる
が、下略

と、そして「真俗交談記」⁵⁴⁾の同年の記に退紅
を「山槐記」⁵⁵⁾治承4年(1180)3月4日に

検非違使源光長 白張、冠

と見出され、「吾白鏡4」⁵⁶⁾には、元暦2年
(1185)8月30日、源頼朝さえも縹色の水干を
用いていることが記されている。

ここで、鎌倉幕府設立前後の約20年間の古記
録をみると「射私礼記」の文治5年(1189)正
月2日

御弓始の射手、中略 若き射手などは、紅梅

くれなる等の水干を著する事、常の義なり
源頼朝入浴の行列を記して、「吾妻鏡10」⁵⁷⁾文
治6年(1190)11月7日に

二位家 折烏帽子、紺緋青丹打水干袴

「明月記」⁵⁸⁾正治2年(1200)12月25日、仁王
会の装束に

今度水干装束不。及。華美曲折風流。中略
雑経隆仲等著。藍摺水干。此事不。可。
然歟、基家唐物衣、綾葛青色水干、仲経綾
紺葛水干 中略 信清 靑色水干 下略

と、このころになると水干はもはや従者の盛装
に用いられ、と同時に直垂の見出もこのころし
だいに多くなり、前記のように狩衣・布衣が殿
上人の盛装であったのと考え合わせて、恐らく
この時期が公武服飾の最も複雑に入り混った時
期ではないかと推測される。

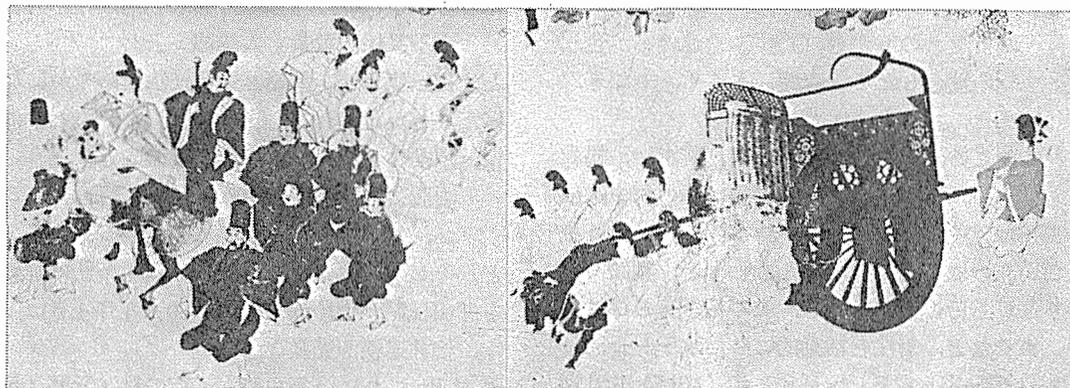
狩衣は、やがて、「玉蕊」に建暦2年(1212)
3月21日の宣旨として

讎近衛官人已下衣服

金銀珠鏡、錦繡綾羅、織物袋薄、狩襖袴
裏可。停止。

織物狩衣、侍臣已下不。可。著。之、但禁
色之人非。制限。

図2. 簡略化される武家服飾変遷の図



1-1. 直衣・狩衣・退紅・白張(石山寺縁起絵巻)



1-2. 直衣(紫式部日記絵巻)



1-3. 野行の狩衣(小野雪見御幸絵巻)



1-4. 布衣
(春日権現験記絵巻)



1-5. 褐色
(年中行事絵巻)



1-6. 退紅
(加茂祭礼図巻)



1-7. 白張
(春日権現験記絵巻)



2-1. 盛装の狩衣(三十六歌仙、源重之像)



2-2. 狩衣・水干・直垂(北野天神縁起絵巻)



2-3. 下人の水干(信貴山縁起絵巻)



3-1. 貴人の水干(春日権現験記絵巻)



3-2. 下人の直垂(春日権現験記絵巻)



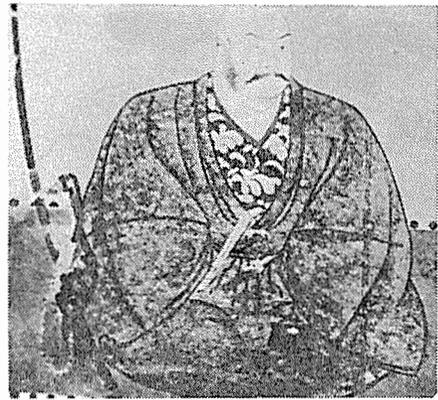
4-1. 貴人の直垂(足利義教像)



4-2. 直垂(酒飯論絵詞)



4-3. 素襖(酒飯論絵詞)



5-1. 素襖(武田信玄像)



5-2. 肩衣・袴(酒飯論絵詞)



6-1. 肩衣・袴(織田信長像)



6-2. 小袖・袴(調馬図)

と、騎馬の官人の華美な衣服着用在禁止され、
「浄明珠院装束抄 狩衣部類所載」の嘉禎4年(1238)7月23日の条には

將軍社参之間、八幡宮ノ参詣ニ、狩衣ヲ被レ用

とあり、「園太暦」⁵⁹⁾貞和4年(1348)12月20日の条には

公定朝臣参ニ仙洞ニ、藤木浮線綾狩衣 文竹立涌也 と、また「同書」⁶⁰⁾同年同月25日には

年始沙汰始時、件衆著ニ 狩衣ニ

と記され、「花當三代記」⁶¹⁾には、貞治7年(1368)4月27日

左馬頭殿 ○足利義満 御評定御出仕始 御装束 狩衣

とある。しかしこのころから、狩衣の見出しは急減しはじめ、南北朝のころから一層目立ってきた直垂がこれにとって代る。

直垂は、はじめ、垂領大袖の庶民の衣、または寝具であったが、のちに公家も用い、女子も袿と同様に小袖の上にはおって用いた。ところが、戦乱の陣地で用いられたことから武家の平常着となったもので、「吾妻鏡」「明月記」には頻出している。「太平記 24 天龍寺供養事付大仏供養事」⁶²⁾ 康永4年(1343)8月29日の条には、十六人、染尽シタル色々ノ直垂、とあり、「同書 40中殿御会事」⁶³⁾ 貞治6年(1367)3月29日の条には、地白ノ直垂ニ金銀ノ薄ニテ四ツ目結ヲ挫タル、地白ノ直垂ニ銀薄ニテニツ雁ヲ挫地白ノ直垂ニ金薄ニテ村蝶ヲ押、地香ノ直垂ニニツ筋違ノ中ニ銀薄ニテ翟麦ヲ押、直垂ニ金薄ニテ大菱ヲ押、地黒ニ茶染直垂ニ金薄ニテ大筋籠ヲ押、地白紫ノ片身易ノ直垂ニ金銀ノ薄ニテ十六目結ヲ押、地白ニ金泥ニテ洲流ヲ書タル、地カリヤスニ銀泥ニテ水ヲ書、金泥ニテ雞冠木ヲ書タル直垂、と箔や泥により、それまでの有職文様とは異った武家様の文様が施され、15世紀になると、「花當三代記」⁶⁴⁾ 応永31年(1424)正月2日、年始に着用のことが記され、「長祿二年以来申次記」⁶⁵⁾の正月朔日、

白き御直垂は正月卅ヶ日ともにめさるるやまた、「宣胤卿記」⁶⁶⁾ 文明12年(1480)正月10日

今日室町殿年始参賀、中略 早朝乗レ 輿、直垂先参ニ 小川ニ 下略

と、將軍の盛装に用いられる程になった。

次いで「政家公記」の延徳3年(1491)8月26日 將軍出征のことに

武家衆或鎧直垂或カタギヌ四ノハカマ

また「親長卿記」⁶⁷⁾ 明応8年(1499)12月27日の条には片衣小袴、と見られ、「政家公記」明応10年(1501)9月9日の条に、スワウ、とあり、

「親俊日記」⁶⁸⁾ 天文8年(1539)正月4日の条に、スワウ、カタギヌ、と見えて、武家服飾がさらに簡略化されていくことを記している。

やがて、「大館常与日記」⁶⁹⁾ 天文10年(1541)11月29日の条には、おり物小袖のことが、そして天正年間、織田信長の軍記「総見記」⁷⁰⁾には、しだいに整えられてきた小袖姿が見られ、ことに天正9年(1581)2月28日の大臣家織田信長御馬揃事として

御小人衆赤キ小袖、紅地白ノ肩衣、中略 御膚ニ召サレ候御小袖、紅梅ニ白ノ段々ニ桐唐草ナリ、其上ニ蜀江・錦・御小袖、中略 御嶽隣国ノ面々、何レモ我劣ラジト結構ヲ尽シ各出立、面々ノ装束下ニハ過半紅梅紅筋上卷八薄絵唐縫物金欄唐綾狂文ノ小袖

と記されている。さらに、天正17年(1589)刊、伊勢貞順の「豹文書」⁷¹⁾には、おり物小袖の事、無紋の小袖の事、赤根之小袖の事、くれなひすぢの小袖の事、一ツませの小袖の事、紫の小袖の事、梅ぞめの小袖の事、ちゃぞめの小袖の事、志ぶらの小袖の事、ぬひ物の小袖の事、はどの小袖の事、白き小袖の事、すりの小袖の事、めゆひの小袖の事、鹿子小袖の事として、その用法を記し、「駒井日記」⁷²⁾ 文祿3年(1594)3月3日秀吉の郡山舞台における観能に際して

1. 関白様江大かた様与御進物

1. 白あや小袖 1. ぬいはく同 1. かうばい同 1. ぬめのたん小袖 1 下略

1. 関白様江大和御うへ様与進物

1. からをり小袖 1. 縫はく小袖 1

1. 織すぢ小袖 1. ぬいはく小袖 1

1. 紅梅小袖 1 下略

と記しているのは、華やかになってきた小袖染織と、次代の小袖文化の登場を物語るものである。

以上、公家装束から武家装束への変遷は、下服がしだいに上服化することを明らかにし、さらに、上服となった狩衣、布衣は重色目による構成美、また狩衣は、浮線綾や顕文紗の有職文様による織もように限られていたが、水干、直垂に至っては、武家中心の社会下で武家的性格を強めていったことを示している。荒削りから出発して、勢力拡大に野望を燃やし、質実剛健の精神を根底とした武家文化は、足利氏の室町文化でさえも、その流れにさからうことはできない。

よって、前代、染めよりも織りの方が上等とされていた観念は、染めに金、銀の箔押しや縫が加えられることにより、織りと同格に高められ、やがて、表衣化する小袖におよび、それを日常着以上のものに育てていったと解される。

Ⅲ. もよう小袖の発生

直垂が礼服となるころ、直垂の菊綴の位置に大きな染めもようを施した大紋が登場し、これもやがて礼服に至る。

もよう小袖の発生は、武家社会のこのような服装略化の影響と、宋・明貿易がもたらした外来染織や能楽の能装束からの影響など、社会的文化的背景を基にして促され、武将や富裕な町人の間に急速な発達を遂げていった。

当時、簡素な生活から生まれた単純化された服装は、さらに整えられた形式の東山文化のわび、さびの美意識の中で、典雅な重色目の大振りの装束よりも、鈍い光の基で、いきおい、染めに摺箔、縫箔や金銀糸を混じえて織り込んだもよう小袖の方がふさわしく、次期、江戸時代に至っては、小袖の服飾的特色を一層発揮していくわけである。

あとがき

以上は、小袖研究の萌芽期を考察する場合、そのみを対象とするのでは不十分で、それを生み出した周辺とのかかわりあいの中に、より鳥瞰的な物の見方が可能ではないだろうか、という観点からの試みである。もう一面の庶民生活の向上と小袖の発達について考えることを次の課題として、小袖発生の問題をさらに究明して整理していきたい。

引用文献

- 1) 国史大系編修会編 新訂増補国史大系19 古今著聞集 p404 吉川弘文館 1964
- 2) 増補「史料大成」刊行会編 増補史料大成5 権記 p196 臨川書店 1965
- 3) 増補「史料大成」刊行会編 増補史料大成17 長秋記ニ p221 臨川書店 1965
- 4) 増補「史料大成」刊行会編 増補史料大成18 兵範記一 p163 臨川書店 1965
- 5) 鈴木敬三著 服装と故実一有職故実図解一 p157 河原書店 1950
- 6) 前掲書 1) p291
- 7) 故実叢書編集部編 新訂増補故実叢書6 西宮記一 p2 吉川弘文館 1953
- 8) 故実叢書編集部編 新訂増報故実叢書7 西宮記ニ p291 吉川弘文館 1952
- 9) 国史大系編修会編 新訂増補国史大系26 延喜式 p955 吉川弘文館 1965
- 10) 同書 p977
- 11) 日野西資孝著 図説日本服装史 p104 恒春閣 1962
- 12) 徳川曙武編 改定史籍集覧 外編 参考源平盛衰記 p99 近藤活版所 1901
- 13) 国史大系編修会編 新訂基補国史大系32 吾妻鏡 p439 吉川弘文館 1964
- 14) 久松潜一等監修 日本古典文学大系34 太平記一 p321 岩波書店 1965
- 15) 前掲書 13) p792
- 16) 前掲書 14) p321
- 17) 国史大系編修会編 新訂増補国史大系17 愚管抄 p172 吉川弘文館 1967
- 18) 前掲書 13) p125

- 19) 国書刊行会編 玉葉 卷3 p480 名著刊行会刊 1971
- 20) 藤原定家著 明月記 卷2 p200 国書刊行会刊 1973
- 21) 増補「史料大成」刊行会編 増補史料大成2 花園院宸記-p117 臨川書店 1965
- 22) 同書 p111
- 23) 前掲書 20) p517
- 24) 前掲書 13) p275
- 25) 増補「史料大成」刊行会編 増補史料大成36 勤仲記≡ p216 臨川書店 1965
- 26) 国史大系編修会編 新訂増補国史大系10 日本紀略 p328 吉川弘文館 1965
- 27) 久松潜一等監修 日本古典文学大系9 伊勢物語 p111 岩波書店 1959
- 28) 同書 p176
- 29) 經濟雜誌社蔵刻 群書類従12輯鷹部 卷第356 嵯峨野物語 p535 1894
- 30) 国史大系編修会編 新訂増補国史大系12 扶桑略記 p185 吉川弘文館 1965
- 31) 同書 p186
- 32) 同書 p201
- 33) 前掲書 8) p296
- 34) 国史大系編修会編 新訂増補国史大系18 古事談 p5 吉川弘文館 1965
- 35) 国史大系編修会編 新訂増補国史大系11 百鍊抄 p37 吉川弘文館 1965
- 36) 同書 p72
- 37) 前掲書 13) p544
- 38) 前掲書 19) p923
- 39) 前掲書 20) p267
- 40) 同書 p319
- 41) 久松潜一等監修 日本古典文学大系19 枕草子 p301 岩波書店 1965
- 42) 東京大学史料編纂所編 大日本古記録10 小右記四 p50 岩波書店 1967
- 43) 国史大系編修会編 新訂増補国史大系11 日本紀略 p240 吉川弘文館 1965
- 44) 前掲書 34) p30
- 45) 前掲書 41) p171
- 46) 近藤瓶城編 改定史籍集覽2 通記類第7 続世継 p139 近藤活版所 1900
- 47) 増補「史料大成」刊行会編 増補史料大成23 台記-p186 臨川書店 1965
- 48) 国史大系編修会編 新訂増補国史大系9 本朝世紀 p559 吉川弘文館 1964
- 49) 増補「史料大成」刊行会編 増補史料大成24 台記別記-p267 臨川書店 1965
- 50) 増補「史料大成」刊行会編 増補史料大成25 台記別記-p109 臨川書店 1965
- 51) 増補「史料大成」刊行会編 増補史料大成26 山槐記-p189 臨川書店 1965
- 52) 同書 p194
- 53) 前掲書 1) p41
- 54) 經濟雜誌社蔵刻 群書類従18輯雜部卷第460 p836 1894
- 55) 増補「史料大成」刊行会編 増補史料大成28 山槐記≡ p33 臨川書店 1965
- 56) 前掲書 13) p167
- 57) 同書 p410
- 58) 前掲書 20) 卷1 p199
- 59) 洞院公覽公記 岩崎小弥太・斎藤一馬校訂 園太曆卷二 p546 統群書類従完成会 1971
- 60) 同書 p562
- 61) 經濟雜誌社蔵刻 群書類従17輯雜部卷第459 花營三代記 p989 1894
- 62) 久松潜一等監修 日本古典文学大系35 太平記-p434 岩波書店 1965
- 63) 久松潜一等監修 日本古典文学大系36 太平記≡ p470 岩波書店 1965
- 64) 前掲書 61) p839
- 65) 經濟雜誌社蔵刻 群書類従15輯武家部卷第460 長祿二年以来甲次記 p187 1894
- 66) 増補「史料大成」刊行会編 増補史料大成44 宣胤卿記-p125 臨川書店 1965
- 67) 増補「史料大成」刊行会編 増補史料大成43 親長卿記≡ 臨川書店 1965
- 68) 続史料大成刊行会編 続史料大成13 親俣日記第2 p163 臨川書店 1967
- 69) 大館尚氏記 坪井九馬三・日下寛校訂 文科大学史誌叢書第1 帙第11冊 大館常与日記 p58 吉川半七等刊 1898
- 70) 近藤瓶城編 史籍集覽 織田軍記 近藤活版所 1885
- 71) 統群書類従完成会編 統群書類従24輯下巻第687 豹文書 p31-35 1932
- 72) 近藤瓶城編 改定史籍集覽25新加書別記類第61 駒井日記 p539. 540 近藤活版所 1902

図版転載文献

図1

- 1 日本絵巻物全集8 角川書店 1959
- 2 原色日本の美術 8 絵巻 小学館 1968
- 3 服飾史図絵 上 駿々堂 1969
- 4 日本の美術 2 絵巻 至文堂 1966
- 5 同書 26服飾 同 1968
- 6-1 同書 20初期風俗画 同 1967
- 6-2 服飾史図絵 下 駿々堂 1969

図2

- 1-1 日本絵巻物全集22 角川書店 1966
- 1-2 服飾史図絵 上 駿々堂 1969
- 1-3 日本絵巻物全集17 角川書店 1965
- 1-4 服飾史図絵 上 駿々堂 1969
- 1-5 同書 同 1969

- 1-6 同書 同 1969
- 1-7 同書 同 1969
- 2-1 歌仙・三十六歌仙 東京美術青年会 1972
- 2-2 日本絵巻物全集8 角川書店 1959
- 2-3 服飾史図絵上 駿々堂 1969
- 3-1 日本絵巻物全集15 角川書店 1963
- 3-2 同書 同 1963
- 4-1 日本の美術 8 肖像画 至文堂 1966
- 4-2 服飾史図絵 下 駿々堂 1969
- 4-3 同書 同 1969
- 5-1 日本の美術 8 肖像画 至文堂 1966
- 5-2 服飾史図絵 下 駿々堂 1969
- 6-1 日本の美術 8 肖像画 至文堂 1966
- 6-2 服飾史図絵 下 駿々堂 1969